

京都市職員の服務監察に関する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第143号

京都市職員の服務監察に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公正かつ適正な職務の執行を確保するため、服務監察の体制、服務監察を担当する職員の権限その他職員の服務監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 局等 京都市事務分掌条例第1条に規定する局、会計室、区役所及び区役所支所をいう。
- (2) 職員 地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び非常勤の職員で局等に属するものをいう。
- (3) 服務監察 職員の服務の状況を監察し、及び職員が服務に関する法令等の規定に違反し、又は違反する疑いがあると認められる場合において、当該職員について監察することをいう。

(統括監察員及び監察員等)

第3条 職員の服務監察を実施するため、統括監察員、監察員及び副監察員を置く。

- 2 統括監察員は総務局監察室長を、監察員は総務局監察室監察課長を、副監察員は総務局監察室監察係長をもって充てる。
- 3 統括監察員は、服務監の命を受け、職員の服務監察を指揮監督する。

4 監察員及び副監察員（以下「監察員等」という。）は、統括監察員を補佐する。

（代理）

第4条 服務監に事故があるときは、統括監察員がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、監察員がその職務を代理する。

（監察主任等）

第5条 局等における職員の服務監察を実施するため、監察主任、監察副主任及び監察副主任補（以下「監察主任等」という。）を置く。

2 監察主任等は、次の表に掲げる者をもって充てる。

局 等	監察主任となる職	監察副主任となる職	監察副主任補となる職
京都市事務分掌条例第1条に規定する局	庶務担当部の部長 又は庶務担当室の室長	労務管理を担当する課長	
会計室	室長	次長	
区役所及び区役所支所	区民部長（区民部長が欠けたときは、あらかじめ区長が指名する副区長（区役所支所にあっては、副支所長））	労務管理を担当する課長	労務管理を担当する係長

3 監察主任は、統括監察員の命を受け、局等の職員の服務監察を指揮監督する。

4 監察副主任及び監察副主任補は、監察主任を補佐する。

（監察参与）

第6条 服務監察と人事管理との連携を図るため、監察参与を置く。

2 監察参与は、総務局人事部長をもって充てる。

3 監察参与は、人事管理上必要があると認めるときは、服務監察について意見を述べることができる。

(相互の連携)

第7条 服務監、統括監察員、監察員等及び監察主任等（以下「服務監等」という。）

並びに監察参与は、服務監察に関し、相互に密接な連携を保つとともに、情報の交換及び意思の疎通を図るように努めなければならない。

(服務監察の対象)

第8条 服務監察は、次に掲げる事項について行う。

(1) 職務に関して発生した職員の非行及び事故又はその疑いがある行為に関する事項

(2) 職員の信用失墜行為又はその疑いがある行為に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、職員の服務に関する事項

(4) その他服務監が特に必要と認める事項

(非行及び事故の報告等)

第9条 監察主任等は、当該監察主任等の属する局等の職員に、前条第1号又は第2

号に該当する事項が発生したことを知ったときは、速やかにその事実を、監察員等を経て、統括監察員に報告しなければならない。

(服務監察の実施)

第10条 服務監等は、前条の報告があったときその他服務監察を実施する必要がある

と認めるときは、関係する職員に対し、出頭を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

2 服務監等は、服務に関する法令等の規定に違反し、又は違反する疑いがあると認

められる職員から事情を聴取することができる。

3 職員は、服務監等が行う服務監察に協力しなければならない。

(結果の通知等)

第11条 服務監は、服務監察の対象となった職員が属する局等の長に対し、服務監察の結果を通知するとともに、必要に応じ、その対応策を勧告することができる。

2 服務監は、総務局長に対し、服務監察の結果を通知し、職員の処分について意見を述べることができる。

(服務監察会議)

第12条 服務監察の円滑かつ総合的な推進を図るため、京都市服務監察会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議の組織、運営その他の事項については、別に定める。

(補則)

第13条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、服務監が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)